

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部廃棄物対策課 No. 001

処 分 名	一般廃棄物の処理手数料の減免
処 分 の 概 要	災害、その他特別の理由があると認めるときは、一般廃棄物処理手数料を免除することができる。
根拠条例等・条項	春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 17 年条例第 111 号）第 27 条 春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 39 号）第 12 条
審 査 基 準	◎条例第 27 条により、市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは一般廃棄物処理手数料を減免することができます。 (1)「災害を受けた者」については、本市からり災証明書の交付を受けていること (2)「その他特別の理由があると認めるとき」については、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であり、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
標準処理期間	7 日
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日（最終改正：令和 8 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	環境経済部廃棄物対策課（環境センター）窓口への提出 又は 郵送
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例
(手数料等の減免)

第 27 条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、前条の一般廃棄物処理手数料を減免し、又は免除することができる。

■春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則
(手数料の減免)

第 12 条 条例第 27 条の規定による一般廃棄物処理手数料の減額又は免除の基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 災害を受けた者 免除
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めた者 減額又は免除
- 2 一般廃棄物処理手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたものについては、一般廃棄物処理手数料減免決定(不決定)通知書(様式第 8 号)により通知するものとする。これを不決定としたときも、同様とする。